

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない社会を目指して

1 踏切事故の状況等

(1) 踏切事故の状況

全国的に、踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあり、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。

しかし、踏切事故は鉄道の運転事故の多くを占めている状況にあり、また、改良すべき踏切道がなお残されている現状にある。

平成27年度末における県内の踏切道は309箇所あることから、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）等を踏まえ、引き続き、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備等の諸対策及びその他踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を積極的に推進することにより、踏切事故の防止を図るものとする。

県内の踏切事故の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件 数 (件)	0	3	2	1	2
死 者 (人)	0	1	1	0	1
傷 者 (人)	0	0	1	0	0

(注) 各年度末現在

県内の踏切道の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
第1種踏切	299	297	297	298	300
第3種踏切	5	5	5	5	4
第4種踏切	8	8	8	6	5

(注) 各年度末現在

(2) 近年の踏切事故の特徴

平成23年度から27年度まで踏切事故の原因大別では、直前横断によるものが50%を占めており、また、衝撃物別では自動車等と衝撃したものが約62%、人または自転車等と衝撃したものが約38%の割合となっている。

2 交通安全計画における目標

【数値目標】 踏切事故件数ゼロ

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、平成32年までに、踏切事故件数ゼロを目指すものとする。

第2節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することに考慮し、それぞれの踏切の状況を勘案し、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとする。

第3節 講じようとする施策

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

また、立体交差化までに時間のかかる踏切については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

(1) 踏切遮断機の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

(2) 警報時間制御装置の整備

踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

(3) 踏切保安設備の高度化

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置等の設置により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めるほか、高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

(4) 交通規制の実施

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施する。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

4 冬期間の踏切道の交通安全対策の推進

冬期間の踏切道の交通安全を図るため、通行車（者）の比較的少ない踏切道の交通規制強化及び交通量の多い踏切道に消雪設備の設置を図るとともに、踏切道の除雪体制を強化する。

5 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

(1) 踏切安全通行カルテの作成・公表

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

(2) 踏切保安設備等の高度化と指導取締りの実施

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標の設置や踏切保安設備等の高度化を図るとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

(3) 緊急時の措置の周知徹底

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押しボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための踏切事故防止キャンペーンや、高齢者施設等への踏切事故防止のパンフレットの配布等の広報啓発活動を推進する。

(4) 被害者への適切な対応

踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

(5) 道路幅員への配慮

踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。